

**身延町観光情報Webサイト構築業務及びPR動画作成業務委託
仕様書**

身延町役場観光課

令和3年6月18日

目次

1	総則	1
2	Webサイト構築業務	4
3	Webサイト保守・運用提案要件	7
4	PR動画作成業務	10

1 総則

(適用範囲)

本仕様書は、身延町（以下「発注者」という。）が業務受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「身延町観光情報Webサイト構築業務及びPR動画作成業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

なお保守・運用業務委託については本業務に含まない（別途契約）が、審査項目のための提案についての仕様内容は本仕様書を基準とする。また本仕様書は、受注者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

(名称)

事業名、業務名を下記のとおりとする。

事業名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

業務名 身延町観光情報Webサイト構築業務及びPR動画作成業務委託

(業務目的)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人々の移動と交流の制約が長期化し本町の観光消費額は落ち込んでいる。このような中、非接触型の観光プロモーションを展開するため、観光情報に特化したWebサイトの構築、PR動画を作成し、デジタル情報発信基盤の強化を図り、コロナ禍の状況を念頭に置きながら、新型コロナウイルス感染収束後は、本町に興味を持ってお越しいただけるような情報発信を行い、観光振興や地域の活性化に繋げていくことで、本町の観光消費額を回復することを本事業の目的とする。

(基本方針)

本業務の基本方針を下記のとおりとする。

(1) 全ての人を使いやすいサイトを構築（Webサイト）

情報の探しやすさはもとより、使い方、把握しやすさ等、総合的な使いやすさを考えた利用者の利便性を重視した、利用者視点に基づいたサイト構造設計とすること。

(2) 町の魅力を発信するツールとして活用（Webサイト・PR動画）

観光関連情報へのアクセスが多い本町の特長を最大限生かし、町の魅力・特色を広くPRする場として活用する。

(3) 信頼性が高いシステムを導入（Webサイト）

セキュリティ対策を講じるとともに、様々なリスクに対応したシステムを導入する

(業務期間)

本業務の履行期間（完成・納品までの一連の業務）を下記のとおり予定する。

(1) Webサイト・・契約で定める翌日から令和4年1月31日までとする。

(2) P R 動画 ・ ・ 契約で定める翌日から令和 4 年 3 月 2 2 日までとする。

(業務計画)

受注者は業務着手前に下記の書類を発注者に提出し、承認を得ること。また、やむを得ない事由により変更が生じる場合は発注者と協議を行うこと。

(1) プロジェクト計画書

本業務の方針・手法、作業項目、スケジュール、実施体制、その他必要事項を記載すること。

(2) 着手届

(業務体制・進捗管理)

受注者は本業務の実施にあたり、以下の要件を踏まえて、業務全体の管理を行うこと（別途発注の保守・運用業務も同様）。

(1) 受注者は、本業務を履行できる体制を設けるとともに、着手する前に体制（統括責任者、主任担当者、業務従事技術者等）を、プロジェクト計画書に記載すること。

(2) 受注者は、本業務に係るプロジェクトマネジメントの実績を有する者を主任担当者とし、全体的な作業計画の策定と進捗管理を行うこと。

(3) 受注者は、本業務において、WBS (Work Breakdown Structure) などによるプロジェクト管理をすること。またプロジェクト計画書に記載すること。

(4) 本業務を円滑に遂行するため受注者は発注者と適宜会議を開催すること。また会議開催後は会議録を作成し、発注者に提出すること。

(検査)

発注者による検査の合格をもって、本業務の完了及び成果品の引渡しとする。

(成果品)

本業務において発注者が想定する成果品（納品物）は下記のとおりとする。また、その他、必要とする成果品は併せて提出すること。

(1) W e b サイト関係

①プロジェクト設計書（サイト設計書、デザイン設計書、システム設計書）

②運用ガイドライン

③運用・操作マニュアル（サイト管理者向け、一般操作者向け）

④会議録

⑤保守運用計画書

⑥画像、動画等、素材一式

※媒体及び数量

①～⑤においては、印刷物 2 部

①～⑥においては、電子データ（USBまたはDVD-Rを想定）

※納品場所 身延町役場観光課

(2) PR動画関係

①プロジェクト設計書（動画構成設計書）

②会議録

③動画データ一式

※媒体及び数量

①、②においては、印刷物2部

①～③においては、電子データ（USBまたはDVD-Rを想定）

※納品場所 身延町役場観光課

(成果物の帰属)

本業務により作成された成果物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、その他の権利は発注者に帰属するものとするが、受注者が用意した写真等については、発注者と受注者の協議の上、全部または一部、著作権が留保されるものとする。なお利用形態については発注者及び受注者で別途協議の上、利用可否を決めるものとする。

(再委託)

(1) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、業務の一部（主要な部分としてWebサイト構築、動画作成、保守・運用は除く）をグループ会社、子会社、関連会社に限り、再委託を認めるものとする。

(2) 再委託先の業務により生じた結果については、全ての責任を受注者が負うこと。

(秘密の保持)

受注者は業務の実施にあたり、知り得た発注者の秘密に属する事項を第三者に、漏らしたり不当な目的で利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(協議)

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、受注者は発注者と協議を行うこと。

2 Webサイト構築業務 ※一部保守・運用部分に関わる内容有

(概要)

設計及び、トップページの企画・デザイン・構築に伴う総合的なコンサルティング・各種支援等、Webサイトの完成・納品するまでに必要となる一連の業務を行う。

(業務内容)

1 Webサイトの設計・制作

(1) 現在の本町の課題やマーケット状況、トレンド、他地域事例などを分析し、本町に最適なウェブ戦略を立案し、新サイトの明確なコンセプトを提示すること。

(2) 利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成とし、新サイトにふさわしいグローバルナビゲーションを設定すること。

(3) Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版にて閲覧が可能であること。

(4) 閲覧者のブラウザなどの利用環境に依存しないよう留意し、下記のブラウザでウェブを表示できること。

・Microsoft Edge 最新版 ・Safari 最新版 ・Chrome 最新版 ・Firefox 最新版

(5) スマートフォンによる利用者が増えていることから、スマートフォンなどのモバイル端末で閲覧しやすいようにレスポンスウェブデザインとすること。

(6) 利用者の興味を喚起する華やかで活気のあるデザインとし、本町の魅力や差別化ポイントをアピールし、誘客が図られるサイトを設計すること。

(7) 閲覧者を本サイトに呼び込むための具体的かつ効果的な方策を、提案の際に提示・明記すること。

2 ページ構成等

(1) TOPページには本町の魅力をアピールできる大型の写真または動画などを掲載できるようにすること。提案時にはイメージを示すこと。

(2) サイトにはグローバルナビゲーションを設置し、全ページに表示されるようにすること。

(3) 観光スポット、イベント、宿泊施設、店舗などのデータベースは、管理画面から即時追加や更新ができるように動的ページとすること。

(4) 取材記事やお勧め情報を特集記事として掲載できるような仕組みを構築し、管理画面で即時追加・更新が簡単にできるようにすること。

(5) 利用者が簡単に欲しい情報を引き出せるよう配慮した検索システム(エリア別検索、ジャンル別検索、キーワード検索、その他の検索機能の提案(任意))を備えること。

(6) MAPを利用した観光施設のルート案内、ルート検索機能に対応する内容を検討すること。また、周辺地域のみどころや宿泊の情報などを表示できるよう工夫すること。

(7) 新着ニュース、観光スポット、イベントの各ページは、タイマーを設置して公開・非

公開ができるようにすること。非公開中でもプレビュー機能などでページの確認ができるようにすること。

(8) ユーザー向けのアンケートページを管理画面から作成できる機能を構築すること。また、回答結果を自動集計して、管理画面上に自動表示できるようにすること。

(9) お問い合わせや資料請求ができる機能を構築すること。その際に個人情報を取得できるようにすること。

(10) 町に、管理画面の ID と PW を発行して管理する機能を構築すること。また、ID は、「管理者(全権限)」、「イベントページ限定権限」などのように強弱をつけて発行できるようにすること。

(11) 人気ページまたは町が指定するページ(スポット情報やイベント情報)のライティングを行い、新サイトに登録をすること。なお、町内の観光施設、特産品関係施設等の写真選定、施設への情報正誤確認も含む。

(12) 本町の魅力をアピールできる特集ページを企画し、ライティングし、写真とともに新サイトに登録すること。サイトオープン時に特集を含め 10 本程度を掲載すること。なお、現地取材の有無については、発注者と協議。各季節の本町の魅力を伝えられるようなラインナップとすること。

(13) 身延町に関わるモデル、ライター、カメラマンによる現地取材型の記事を企画し、サイトオープン時に 5 本程度を掲載すること。その際に掛かる費用(交通費、宿泊費、体験プラン参加費、食材購入費、各種レンタル代等)は委託費に含めること。また、写真の著作権も発注者に帰属するように調整すること。

(14) サイトと SNS (例・町内の観光事業者等の SNS 記事内容)との連携についての方策を、提案の際に提示・明記すること。

3 デザイン作成等

(1) 身延町らしさをアピールできるデザインで、受け手の目を引く、魅力的で洗練された美しいデザインであること。

(2) 写真・動画の活用など躍動感・動きのある、受け手の目を引くデザイン上の工夫を加えること。

(3) レイアウトやデザイン、コンテンツ内容等については、受注者が企画・制作するものとするが、適宜、発注者と協議を行いながら決定するものとする。

(4) 写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は受注者において収集、処理すること。

4 利用者への配慮

ページデザインは、年齢や障害の有無、インターネットに接続するコンピュータの環境に関わらず、多くの利用者が目的の情報を得ることができるよう工夫することとし、下記に掲げる条件を満たすものとする。

(1) サイトの幅を全ページ統一するため、サイズを決定すること。パソコンやスマートフ

オンなどの端末の売れ筋をはじめ、大手民間企業が開設しているウェブサイトのサイズ動向などを含めて利用者が利用しやすい大きさに設定すること。

(2) あらかじめ使用する文字フォントを統一し、ルール化すること。またサイト利用者がコンテンツ文字の拡大縮小及びコントラストの切り替えをすることができること。

(3) 利用者が、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページには統一したデザインのグローバルナビゲーションやページ位置確認機能(パンくずリスト)などを表示させること。

(4) 自動翻訳による外国語(英語等)のページが作成できること。外部の翻訳サービスの利用も可とする。翻訳精度を考え有償のサービスも検討すること。

(5) 利用者が極力少ないクリック数で目的のページにたどり着けるように工夫すること。

(6) 利用者の視点に基づいたサイト構造設計及び利用者の利便性を重視した、使いやすいナビゲーションを配置したページデザインとすること。サイト内検索機能を強化し、利用者が求める的確な検索結果が表示されるようにすること。

5 その他

(1) 他の自治体等の観光Webサイト(ホームページ)との差別化を図ること。

(2) コンテンツの再利用に配慮したデータ構造の定義を行うとともに、データ構造の使用を提出すること。

(3) 上記以外のコンテンツを追加する可能性を考慮したデザインとすること。

3 Webサイト保守運用提案要件 ※一部本業務に関わる内容有

(概要)

新規Webサイト公開後12か月のシステム、設備、機器等の保守・運用管理を行う。併せて、障害時の復旧対応やバージョンアップ、町職員からのシステムに関する問い合わせ、最新技術の提案等、CMSの安定稼働及びWebサイトの向上に向けた各種サービスについて提案すること。※別途契約案件。費用については、本業務の提案上限額（15,400,000円）には含まれていないが、審査対象項目になるので留意すること。

(サイトの運用)

(1) 運用に当たっては、ページビューなどのアクセス情報をGoogleアナリティクスで集計し、定期的に報告すること。また、コンテンツ内容やデザインなどの改善を行うことを前提に、定期的に取材、撮影等を実施すること。

(2) 町職員等によりサイトの更新が容易にでき、かつ、頻繁に行うことができる持続可能な仕組みを構築し、運用できるようにすること。

(3) 本サイトのシステム利用に関する問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。

(4) 個人情報に関しては、身延町個人情報保護条例（平成16年身延町条例第12号）に基づき取扱うこと。また、サイト運用全般のセキュリティ対策について、万全を期したものとすること。

(主要検索エンジンにおける上位表示等)

(1) 利用者が目的の情報を探すために、主要な検索エンジン（Yahoo!、Googleなど）のキーワード検索を利用することを考慮し、各ページを検索されやすいようにすること。また、検索結果の上位に表示されるよう工夫すること。

(2) リニューアルしたホームページへのアクセス数の増加につながるような取り組みを実施すること。

(ウェブサーバの確保及び運用保守)

(1) サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）を受注者において確保し、必要な初期設定を行うこと。なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。

① レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。

② サーバの設置場所は、国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。

③ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること。またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。

(2) 確保したサーバについて、コンピュータウィルス対策及び部外者からサイトを改ざんさ

れないよう情報セキュリティに必要な措置を講じること。

- ①利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーション及びCMSについて開発元のサポート期間内のものを利用するとともに、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ②不正アクセスの監視及び防止対策を行うこと。
- ③アクセスログを1年以上保存すること。
- (3) 突然の停電や電力トラブル時に不具合を発生させないよう、停電時における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。
- (4) アクセスログの記録・解析ができること。
- (5) ウェブサーバは、利用者が5秒以内にページを開けるようデータの送信が行えること。
- (6) SSLサーバ証明書を利用すること。なお、SSLサーバ証明書の費用は委託業務の必要経費に含めるものとする。
- (7) システムの運用時間は、24時間365日(閏年は366日)を前提とすること。
- (8) バックアップは、サーバ毎に毎日(1日1回)自動的に実行することとし、3世代(3日分)を保存し、障害発生時には前日中のデータに復元できるものを前提とすること。
- (9) 定期的にセキュリティ対策をアップデートすること。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即財に対応すること。
- (10) ドメインは新規取得とする。ドメイン移管の費用は委託業務の必要経費に含めるものとする。
- (11) サーバの契約、利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託業務の必要経費に含まれるものとする。

(運用開始後の対応)

(1) 障害対応

- ①障害に関する受付窓口を設けること。
- ②連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則以下のとおりとする。ただし、システム停止等の緊急性を伴う障害については、24時間365日受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	8:30~17:15以上 (年末年始、土日、祝祭日、 12:00~13:00を除く)
電話	8:30~17:15以上 (年末年始、土日、祝祭日、 12:00~13:00を除く)	

- ③障害等が発生した旨の連絡を受けてから1時間以内に電話等で障害状況を確認し速やかに復旧措置を行うこと。
 - ④障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに町担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。
 - ⑤障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- (2) WEBサイト運用のための研修等

①CMS操作及びサイト運営とページ作成や編集を容易にする操作マニュアルを作成すること。

②入力者向けに導入教育(入力方法研修会等)を公開前に1回以上開催すること。

③公開後、運用や操作等についてのサポート窓口を設けること。また、職員等に対し、年1回以上は運用研修を行うこと。

(3) CMS(コンテンツマネジメントシステム)について

①本サイト構築にはCMSを用いること。

②CMS利用にあたって、町のPC端末に、特別なアプリケーションなどをインストールする必要が無いようにすること(インターネット環境があれば、各端末のウェブブラウザから利用できること)。

③天災や非常事態宣言発令の際に、緊急情報がサイト上に即時掲載できるようにスマートフォンからでも一部の情報を掲載、更新できるようにすること。

④管理者は、CMSの管理画面上でユーザー情報の修正、追加、削除が行えるようにすること。

⑤新規でページを制作した際に、自動的にアクセスログを取得するためのGoogleアナリティクスのタグが埋め込まれるような仕組みとすること。

⑥新規でページを制作した際、検索エンジンに認識されるよう、自動的にページのタイトルタグやディスクリプションが生成できること。

⑦各ページに公開開始日と終了日を設定できるタイマー機能を備えること。

(4) その他

①必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正(テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等)を行うこと。

②公開開始日時点のコンテンツの概要、最終的に納入されるコンテンツの概要並びに、公開開始日に留意した年間作業内容・スケジュールを提示すること。

③ウェブサイトの運営方法、広告等による収入確保の方法及びコンテンツ内容等の独自性や斬新性等について、提案事業者独自の強み及び提案があれば明記すること。

④民間サイトとの連携についての方策を提案の際に提示・明記すること。

⑤本サイトの公開後は、令和4年3月31日まで運用保守業務を行うこと。

⑥令和4年度以降の保守管理・運営業務の可能とする体制を整えること。

4 PR動画作成業務

(概要)

本業務の目的及び本町の魅力を理解し、PR動画等の作成に係る全ての業務を行うものとする。

(業務内容)

1 PR動画作成

(1) 企画・構成・演出等

- ①本町への来訪意欲がかき立てられるような構成で、3分程度の観光PR動画を5本程度作成する。
 - ②PR動画内容は、本町の観光資源である、「観光」「産業」「文化・歴史」「アクティビティ」「自然」などを組み込んだものとする。
 - ③①、②の内容を短縮したダイジェスト動画（30秒～90秒）を5本程度作成する。
 - ④①、②の内容に準じたSNS等での発信を前提とした5本程度のショートムービーを作成する。
 - ⑤タレントや著名人等の起用は必須事項としないが、動画に出演する役者等の権利について、継続的に費用が発生する場合でも、当該費用は本業務の費用に含めることとし、次年度以降においても発注者側では負担しないこととする。
 - ⑥20代～30代の女性やファミリー層等の嗜好を踏まえた内容とする。
 - ⑦デジタルサイネージ用のPR映像（例・写真・ポップを使用したスライドショー）を3本程度作成する。
- ※①～⑦に関して、プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定し、PR動画の最終構成を作成する。

(2) 撮影

- ①企画構成に基づき、PR動画等の作成に必要な映像の撮影を行う。このとき、撮影に係る肖像権・著作権処理は業務内容に含むものとする。また、撮影に際し、発生する費用（使用料、出演料、謝礼等）は全て本業務の経費として受注者の負担とする。
- ②PR動画等制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集等を行うこと。なお、既存の映像・画像等の使用は、発注者と協議の上、決定する。

(3) 編集

- ①PR動画においては、映像の加工・編集、ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ②完成までに発注者による内容確認及び修正指示の機会を複数設ける。
- ③画面縦横比は16：9
- ④動画の解像度はフルハイビジョン以上

(4) その他

- ①PR動画を活用した効果的なプロモーションの実施内容について提案すること。
- ②PR動画の映像は、町関係Webサイト、町内施設、関係自治体、関係イベント、SNS等での利用を想定している。